

BF法逐条解説2006(建築物)第2版【正誤表】

頁	誤	正	備考
目次	「政令の解説」P44 令附則(平成 <u>土</u> 級年三月二十二日政令第五十五号)	令附則(平成 <u>十九</u> 年三月二十二日政令第五十五号)	
P22	3番目●第11号 【参考】関係法令(P102参照)	P103参照	
P24	3番目●第9号、10号 P102参照	P103参照	
P38	標準案内用図記号例	標準案内用図記号	
P50	誘導基準省令2条 3番目●第1項第2号 (参照・・・P3-93・・・)	P3-93図	
P53	誘導基準省令第5条下から2行目 <u>誘導基準省令7条</u>	誘導基準省令第7条	
P57	2番目●第6項 (参照・・・P2-68・・・)	P2-68図	
P58	1番目●第1項第1号 (参照・・・P2-85・・・)	P2-85図	
P60	3番目●第1項第4号 (参照・・・P2-59・・・)	P2-59図	
P106	敷地内通路(第16条) ②(1)幅は350cm以上であるか	②(1)手すりを設けているか	
"	案内設備(第20条) ②・・・視覚障害者に <u>等</u> で示す設備・・・	②・・・視覚障害者に示す設備・・・	
"	○視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)	○視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)※1	
"	案内設備までの経路(第21条) ①線状ブロック等・点状ブロック等の施設又は音声誘導装置の設置(風除湿で直進する場合は免除)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)	
"	②車時に接する・・・	②車路に接する・・・	
"	③・・・点状ブロック等を設置しているか	③・・・点状ブロック等を敷設しているか	
"	※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号) ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・自動車車庫に設ける場合	※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号) ・自動車車庫に設ける場合 ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合	
"	※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号) ・自動車車庫に設ける場合 ・段部分と連続して手すりを設ける場合	※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号) ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等	